

○Gコード科目に係る成績評価に対しての不服申立て等に関する要項

(令和2年3月13日教育・学生支援機構長裁定)

改正 令和3年10月27日

(趣旨)

第1条 この要項は、新潟大学における授業科目の区分等に関する規則(平成16年12月17日規則第38号)第11条に基づき、Gコード科目に係る成績評価に対しての疑義照会及び不服申立てに関し、必要な事項を定めるものとする。

(疑義照会)

第2条 学生は、成績評価に対して疑義がある場合、「成績評価に関する疑義照会書(別記様式1)」により、教育プログラム支援センター長(以下「センター長」という。)に疑義照会をすることができる。

2 学生は、疑義照会をしようとするときは、成績確認期間のうち教育・学生支援機構が別に定める期間に行わなければならない。

3 センター長は、前項の疑義照会があったときは遅滞なく授業担当教員にこれを通知する。

4 授業担当教員は、前項の通知を受けた日から7日以内にセンター長に対して疑義照会について回答する。

5 センター長は、前項の疑義照会への回答を速やかに学生に通知する。

(不服申立て)

第3条 前条の疑義照会の回答に不服があるとき、学生は教育・学生支援機構長(以下「機構長」という。))に対し不服を申立てることができる。

2 不服を申し立てようとする学生は、「成績評価に関する不服申立書(別記様式2)」に必要事項を記入し、機構長に提出しなければならない。

3 不服申立ての期限は、疑義照会の回答があった日から原則として3日以内(日曜日、土曜日及び国民の祝日に関する法律に規定する休日は含めない。)とする。

4 学生からの不服申立てを受理した機構長は、教育・学生支援機構教育プログラム支援センターにおいて、関係学内組織と連携し、審査するものとする。

5 機構長は、前項の審査の結果を速やかに授業担当教員及び学生に通知する。

(書類の管理)

第4条 成績評価に関する疑義照会及び不服申立てに関連する書類の管理は、学務部教務課で行うものとする。

附 則

この要項は、令和2年4月1日から実施する。

附 則(令和3年9月28日)

この要項は、令和3年10月1日から実施する。

附 則(令和3年10月27日)

この要項は、令和3年10月27日から実施し、令和3年10月1日から適用する。

別記様式1(第2条第1項関係)

成績評価に関する疑義照会書

[別紙参照]

別記様式2(第3条第2項関係)

成績評価に関する不服申立書

[別紙参照]